

TC フォーラム 23 年 8 月 30 日政策勉強会報告レジメ/資料

**なぜ他の G7 諸国では官製の IC カードを使っていないのか？**

## デジタル ID(デジタル本人確認)とマイナ保険証の所在

～「デジタル ID とは何か？」をしっかり理解しよう！！

アメリカをはじめ世界で加速するモバイル化、  
官製の IC カードに頼らないデジタル ID の仕組みを深読みする

**石村耕治**

(TC フォーラム共同代表・白鷗大学名誉教授)

### 《今回のレクチャー内容》

#### 【プロローグ/序説】

#### 1 デジタル化(DX)とデジタル ID の所在

- (1) デジタル ID の所在～リアルとデジタルの2つの本人確認方法
- (2) どのような個人用デジタル ID の技術仕様があるのか
- (3) 官製のデジタル ID か、民間のデジタル ID か？
- (4) 政府の官製デジタル ID の利用拡大方針
- (5) 自治体における「官製デジタルID」と「民間デジタルID」の利用状況
- (6) わが国のガラパゴス化した官製ICカードを使ったデジタルID政策

#### 2 アメリカのデジタル ID/健康保険証はどうなっているのか？

- (1) アメリカの連邦でのリアル ID とデジタル ID/デジタル本人確認
- (2) アメリカの健康保険証はどうなっているのか？
- (3) アメリカ連邦のオンライン行政で使われているデジタル ID とは
- (4) 連邦の内国歳入庁(IRS)は、人権侵害批判を受けて、顔パス利用を停止
- (5) 日本の所得税申告/申請でのデジタル ID の選択

#### 3 税務のデジタル化と憲法25条の生存権

#### 4 デジタル ID を取り巻く諸課題とは

- ◆むすびにかえて～なぜわが国はデジタル化に逆行の官製 IC カードなのか？

## 【プロローグ/序説】

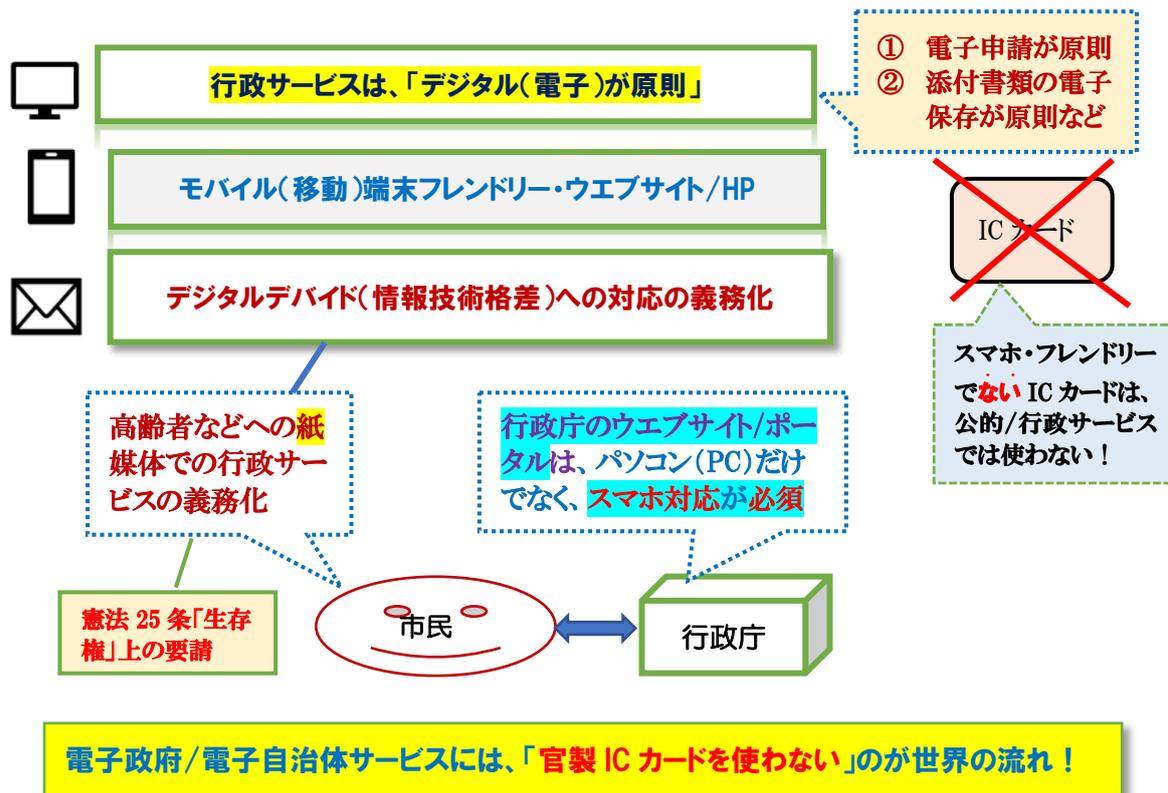
- ・ デジタル化(DX)の嵐が吹き荒れている。社会、経済のあらゆる部門で DX の影響は避けられない。税務のデジタル化も同じような状況だ。
- ・ こうしたなか、「デジタル ID (digital identity)」のあり方が注目を浴びている。
- ・ もっとも、「**デジタル ID?**」と言われれば、戸惑う人も少なくないかも知れない。
- ・ 私たちは、常日頃、スマホのアプリやパソコン(PC)のソフトを使っている。
- ・ その際に「ログイン ID」と「パスワード」などを入力する。これが、「デジタル ID」である。
- ・ 「ID/アイデイ (identification)」は英語で、日本語では「本人確認」、「身分証明書」とかいう意味である。
- ・ 「デジタル ID」とは、インターネット(ネット)/デジタル/オンライン空間で本人確認(身元確認+本人認証)に使う ID である。
- ・ パソコン(PC)またはスマホを使って、インターネットで、政府・公共機関(国や自治体その他の公的機関など)や民間機関(会社その他の企業や私的機関など)のさまざまなウェブサイト(ホームページ/デジタルプラットフォーム/ポータルサイトなど言い方はさまざま。)にリモート(遠隔)アクセス/ログインする際の ID を指す。
- ・ インターネットのないリアル(対面)/紙(文書)だけの時代が長く続いた。この時代には、「ID(本人確認)」は紙のカードとか、プラスチックカードが使われてきた。
- ・ こうした本人確認証は、リアル(現実/対面)で使われることから「リアル ID」と呼ばれる。インターネットが発達した今日でも、対面での本人確認には「リアル ID」が欠かせない。
- ・ 一方で、ネット/デジタル/オンライン業務は急拡大でゴールのないレースのようなありさまだ。
- ・ 当然、本人確認での「デジタル ID」の重要性も増す。加えて、なりすましその他さまざまなネット/サイバー犯罪の防止にも、「デジタル ID」は必須アイテムだ。
- ・ ただ、デジタル ID は、使い方によっては、人権をむしばむツール(道具)にもなり得る。わが国では、確実にそうした使い方をし出している。
- ・ とりわけ、わが国のように、国民に、官製のデジタル ID を搭載した IC カード(マイナンバーIC カード)を持ち歩かせ、行政サービスの申請や提供にできるだけ幅広く使わせる。それによって、官製のデジタル ID で国民情報を国家が収集し、国民をデータ監視しようとする。
- ・ 政府は、こうした危険な政策を完成させるため、つまり「マイナカードパンデミック」を拡散させるために、国民皆保険で誰も逃げられない健康健康保険証とマイナ保険証との一体化を強引に進めようとした。ところが現場を知らない政権の参謀が進めた無茶苦茶の令和のマイナインパール作戦に国民が反乱を起こした。

- ・ 政権は、8 月 4 日に、マイナ保険証トラブルに対する懐柔策をアナウンスしたが、健康保険証廃止の基本方針は維持している。
- ・ こうした戦略変更は単なる懐柔策で、むしろ民主主義国家の考え方とは相容れない無謀な令和のマイナインバール作戦を延命するものである。デジタル化に名を借りた「国民総背番号制」、内実は権威主義国家の政策を変えるものではない。
- ・ 今日、世界の電子政府/電子自治体モデルでは、**電子政府/電子自治体における行政サービスの申請・提供は、「モバイル(スマホやタブレットなどの移動)端末」で受けられることが、市民の権利**とされる。以前は、「固定されたパソコン(PC)」が想定されていた。
- ・ このため、G7諸国を見渡しても、いまやどの国の政府も官製のデジタル ID を搭載した IC カードは発行していない。IC カードリーダーを必須とする IC カードは、時代遅れで、スマホには不向きだからである。
- ・ デジタル ID はスマホに直接搭載する方式が一般的である。スマホを持っていない人に、対面(リアル)で使う紙の ID カードを発行することで足りる。
- ・ わが国のように、官製のマイナバー(個人番号)ICカードを発行したうえで、さらに、それをスマホに搭載する作業が必要なやり方は、デジタル化とは逆向きのガラパゴス化した政策である。血税の無駄遣いでもある。
- ・ わが国のデジタル化政策はいかに愚策で、非民主的であるかは対岸のアメリカと比べて見ても一目瞭然である。
- ・ アメリカでは、連邦や諸州の行政サービスの申請や提供に、官製のデジタル ID は使わない。市場競争のなかで、一番磨かれた民間のデジタル ID を選択して使う。
- ・ 私たち市民は、政府のフェイクなデジタル化政策にだまされてはいけない。政府を忖度し、愚策を拡散するマスメディアに安易に迎合してはいけない。
- ・ 私たち市民は目利きにならないといけない。そのためには、世界のデジタル化の動向やわが国の官製デジタル ID に対する意識改革、マイナ IC カードについての豊富な知見がいる。
- ・ 私たち国民が持つ官依存体質が、今般のマイナ IC カードのダークな面の覆い隠しの放任につながっているのも事実である。
- ・ とりわけ、愚策であっても官に盲従することが正義であるような考えからは距離を置いて、市民の自由・人権を大事にする社会に向けて走り出さないといけない。国民のデータ監視を容易にするデジタル化では、とりわけである。
- ・ 今回は、デジタル ID とは何かについて、身近で最新のマイナ保険証問題を素材に、時間のゆるす限り、分かりやすく点検して見たい。

## 1 デジタル化(DX)とデジタル ID の所在

- デジタル化(DX)が進み、今日、世界の流れは、「**モバイル(スマホやタブレットなどの移動)端末**」で、電子政府/電子自治体の行政サービスを受けられることが、**市民の権利**であるとされる。以前は、「固定されたパソコン(PC)」が想定されていた。

【表1】世界の流れ～モバイル端末でデジタル行政サービスを受ける市民の権利保障



### (1) デジタル ID の所在～大きくリアルとデジタルの2つに分かれる本人確認方法

- デジタル化(DX)の嵐が吹き荒れている。社会、経済のあらゆる部門で DX の影響は避けられない。こうしたなか、「デジタル ID(digital identity)」のあり方が注目を浴びている。
- もっとも、「**デジタルID?**」と言われれば、戸惑う人も少なくない。私たちは、常日頃、スマホのアプリやパソコン(PC)のソフトを使っている。その際に「**ログインID/アカウントID**」と「**パスワード**」などを入力する。これが「**デジタルID**」である。
- 「デジタル ID」は「デジタル本人確認」ともいう。「ID/アイデイ(identification)」は英語で、日本語では「本人確認」、「身分証明書」とかいう意味である。

【表2】マイナ IC カードは「官製の対面用リアル ID+官製のデジタル ID」兼用

■官製のリアル&デジタル兼用 ID/マイナ IC カード

対面で使うリアル ID(目に見える空間の本人確認で使うID)

デジタル ID(目に見えないネット空間の本人確認に使うID)



(2)どのような個人用デジタル ID の技術仕様があるのか

- ・ 安全に、オンラインで情報のやり取りをするには、お互いに本人であるかどうかを確認することが重要である。なりすまし犯罪やサイバー攻撃、プライバシー漏洩などを防ぐためである。
- ・ データセキュリティ(安全)対策で、個人用の「デジタル ID」、「デジタル本人確認」に現在利用されてる技術仕様(方式)とその長短を、おおまかに一覧にすると、次のとおりである。

【表3】データセキュリティ対策で個人用のデジタル ID に利用される技術仕様

技術仕様(方式)	導入コスト	利便性	なりすまし対応度	マイナス面
①ログインID・パスワード	低	高	中	安全度が中程度
②PKI(公開鍵・電子証明書)	中	低	高	運用が煩雑
③生体認証(顔・虹彩・指紋など)	高	高	高	容認度が低い
④二次元コード	高	高	高	PC 対応に難あり
⑤ワンタイムパスワード	高	高	高	コストが割高
⑥ブロックチェーン(暗号資産)式	—	—	高	技術開発途上

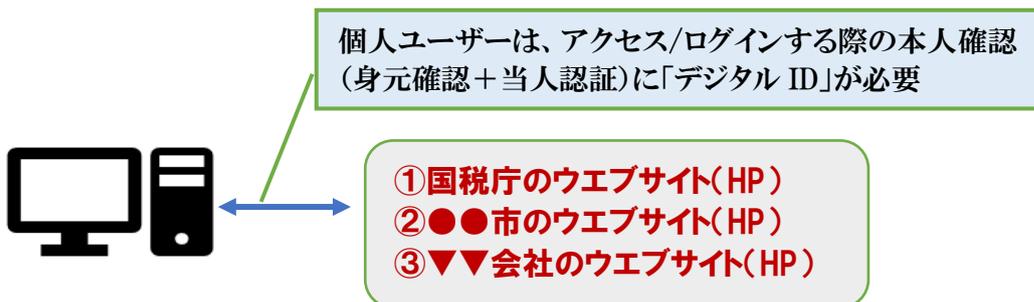
(3)官製のデジタル ID か、民間のデジタル ID か？

- ・ デジタル ID は、①公的ウェブサイト/HP はもちろんのこと、②民間企業のウェブサイト/HP にアクセス/ログインする際の本人確認に使われる。
- ・ わが国では、個人が①公的ウェブサイト/HP にアクセス/ログインし、住民票など

一定の個人情報を受受する際に、特定のデジタル ID (公開鍵/PKI/電子証明書) が搭載された官製のマイナンバー IC カードで本人確認をすることが強制される。(一方、例えば、市の水道局の水道料金確認ウェブサイト/HP へのアクセス/ログインには、マイナ IC カード(官製のデジタル ID)ではなく、民間のデジタル ID が使われている。)

- ・ 他の G7 諸国では、こんな時代遅れの官製 IC カードを使っていない。仮に特定の技術仕様のデジタル ID を採用しそれを国民の強制するにしても、そのデジタル ID をスマホに直接搭載するのが世界標準になっているからだ。スマホを持っていない人だけに紙の ID カードないしプラスチック ID カードを配ることで済むからだ。
- ・ この点、例えば、アメリカでは、①公的ウェブサイト/HP、②民間企業のウェブサイト/HP を問わず、すべてのウェブサイト/HP アクセスする際に、民間企業のデジタル ID が使われている。

【表4】 官製デジタル ID & 民間デジタル ID の使い分け



- ・ ① 国税庁のウェブサイト(HP)では、①ログイン ID・パスワード、またはマイナンバーカードに搭載された②PKI(公開鍵・電子証明書)の技術仕様が使われている。
- ・ ② ●●市のウェブサイト(HP)では、住民票のオンライン申請など「法令等で本人確認について定めのあるサービス」では、マイナンバーカードに搭載された②PKI(公開鍵・電子証明書)の技術仕様が使われている。一方、防災や水道料金確認アプリなど「法令等で本人確認について定めのないサービス」などでは、①ログイン ID・パスワードが使われている。
- ・ ③ ▼▼会社のウェブサイト(HP)では、①ログイン ID・パスワードが使われている。

#### (4) 政府の官製デジタル ID の利用拡大方針

- ・ 政府は、マイナンバーカードに搭載された官製のデジタル ID である②PKI(公開鍵・電子証明書)の利用を、以下のような計画で、拡大する方針である。
- ・ 「官製のデジタル ID でオール・イン・ワン(all in one)」は、利便性が高い? データ監視国家、権威主義国家、データ収容所列島化構想で、人権がむしばまれる??

【表5】政府のマイナンバー/官製デジタル ID(電子証明書)の利用拡大方針

①導入段階 限定利用      ②第2段階 全行政への拡大利用      ③第3段階 民間の自由な利用

社会保障/税/災害対策分野等+これらの分野限定の民間利用

あらゆる行政分野+これらの分野関連の民間利用

各種の民間サービスへの自発的(自由な)利用

①導入段階〔限定利用〕「法令等で本人確認について定めのあるサービス」での利用、つまり、リアル空間でのマイナンバーおよびオンラインでのマイナ IC カードに搭載された PKI(公開鍵/電子証明書)の技術仕様をデジタル ID としての利用の義務は、社会保障/税/災害対策分野等+これらの分野限定の民間利用に限定される。法認された利用目的を超えたマイナンバーおよび PKI のデジタル ID としての利用強制は違法。ただしこの違法利用には刑事罰がない。被害者が民事訴訟(損害賠償)で争えるだけである。

②第2段階〔全行政への拡大利用〕では、例えば自治体の会議室、市民会館図書館などの施設使用などにもマイナカードの提示や、施設使用のオンライン申請の時のウェブサイトへのログインの際に、マイナICカードに搭載されたPKI技術仕様をデジタルIDとして利用することを義務化できることになる。

③第3段階〔民間の自由な利用〕「法令等で本人確認について定めのないサービス」分野での自由な利用では、例えば JR など民間鉄道会社が定期券購入者や、小売業者がたばこや酒類の購入者にマイナンバーの提示を求められることができるようになる。大学や企業が学生証や社員証番号として活用することも可能になる。一般の民間企業が、オンラインの個人ユーザーに対して、その企業のウェブサイトへのリモートアクセス/ログインの際に、マイナ IC カードに搭載された PKI(公開鍵/電子証明書)の技術仕様をデジタル ID として利用するように求めたとしても、違法でなくなる。

【表6】導入段階での官製の個人番号(マイナンバー)の利用分野のあらまし

社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・その他の分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が国/地方の税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等
	災害防災分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用
<p>その他自治体条例で定める事務：例えば、①住民票の交付事務ほか、②子どもの医療費助成関係事務、③ひとり親等の医療費助成関係事務、④高齢者の医療費助成関係事務、⑤就学援助関係事務(小・中学校向け)、⑥幼稚園就園奨励費関係事務などの利用が想定される。</p>		

**(5)自治体における「官製デジタルID」と「民間デジタルID」の利用状況**

- ・ 名古屋市を例にすると、2022 年 12 月末時点では、15 のウェブ(HP)アプリがある。
- ・ これらのアプリには、官製のデジタル ID(マイナ IC カード/PKI/公開鍵/電子証明書)は使われていない。
- ・ これらのアプリは、民間 IT 企業が開発したアプリである。名古屋市が独自に開発したアプリではない。
- ・ デジタル ID の技術仕様は、「ID+パスワード」である。
- ・ 顔認証情報(顔パス)は使用していない。
- ・ いくつかの民間デジタル ID【ID+パスワード】利用のウェブ(HP)アプリとその利用状況を紹介します、次のとおりである。

**【表7】 名古屋市の民間デジタルID【ID+パスワード】利用のウェブ(HP)アプリの紹介**

名称	所属	提供開始時期	総ダウンロード数
名古屋市防災アプリ	防災対策室	H26.3	107,151
名古屋市防災ラジオアプリ	防災対策室	H30.8	28,263
行政情報アプリ「マチイロ」	市長室、広報課	H30.8	5,579
地域SNSアプリ「ピアッツァ」	スポーツ市民局	R2.20	6,581
資源・ごみ分別アプリ	環境局・作業課	H27.7	235,667
敬老バス利用回数確認アプリ	健康福祉局・高齢福祉課	R4.2	3,168
市キャリアサポートアプリ	子ども青少年局	H27.1	5,505
なごや子育てアプリ	子ども青少年局	H28.10	88,270
全国版救急受診アプリ	消防局・救急課	H29.3	総務省消防庁管理
なごや乗換ナビ	交通局・広報広聴課	H28.1	114,420

\* 名古屋市提供

**(6)わが国のガラパゴス化した官製ICカードを使ったデジタルID政策**

- ・ G7諸国には、官製ICカードがないと、主要な行政サービスをオンラインで受けられないような不便な国は、わが国を除けばない。
- ・ 電子政府のグランドデザインにおいては、デジタル行政サービスはスマホやタブレットのようなモバイル(移動)端末フレンドリーなウェブサイト/HPでないといけないというのが基本ルール、世界の常識が無視されている。
- ・ ICカードは、ICカードリーダーが必須になる。スマホのようなモバイル端末でオンライン行政サービスを受けようとする市民には、きわめて不便になる。
- ・ 官製ICカードの取得を強要するデジタル化政策は明らかにガラパゴス化している。
- ・ 世界的にみると、わが国のように官製マイナICカードを取得しないと、オンラインで

主要な行政サービスが受けられないようにしようとする政策は、時代遅れ、異様である。国民もマスメディア、市民団体も、官製経済のなかで活動してきたこともあり、この辺について十分理解ができていない。

- ・ 市場主義を基礎とする経済社会のなかでのデジタルIDのあり方、とりわけ民間デジタルIDの利活用が、データ監視をベースとした権威主義国家にストップをかけるのに重要な役割を果たすことになることを、しっかりと理解しないとイケない。
- ・ 市民が、急激に進展するデジタル化(DX)の大波のなかで、デジタルID/デジタル本人確認とは、民主主義国家体制の維持には、どのような役割を果たすツール(道具)なのかを認識しないとイケない。
- ・ 市民のデジタルIDに対する知見が豊かでないと、今の政権で、官製のマイナカードに搭載されたデジタルIDを監視ツールの使い、現場を重視せず、権威主義国家づくりを強引に進めようとする参謀が率いている令和の無謀なマイナインパール作戦は、止められない、止まらない。

### 【コラム】マイナ保険証を使った監視網/自動徴兵制度の悪巧み

マイナ保険証は、国家が国民を監視するため、マイナ IC カードを全員に常時携帯させるシステムづくりが狙いである。誰も逃げられない健康保険証を、国民総背番号制度の核となる監視ツール(道具)に使う悪巧みである。列島ベースの監視ネットワーク、デジタルプラットフォーム、つまり「データ収容所列島化構想」である。

#### ◆マイナ保険証を使った国民監視網づくり

マイナ保険証システムでは、監視ツールに、マイナンバーカードだけでなく、顔認証情報(顔パス)も使う。つまり、マイナ保険証システムでは、保険医療機関や薬局などに設置された IC カード読み取り機を使い、顔認証データで本人確認、資格確認をする。言いかえると、監視ツールには、マイナ保険証だけではなく、顔認証データも使う。

#### ●顔認証式マイナ保険証資格確認

##### オンラインシステム/「M システム」



とかく、昨今のマイナ保険証トラブルでは、現行保険証の廃止時期だけがクローズアップされる。その結果、生涯不変の顔認証情報の利用に伴う人権問題、さらに

は、健康・医療情報の政府による危険な使われ方などについては問題視されず、背後に追いやられてしまっている。わが国とは異なり、EU やアメリカでは、顔パスの利用を一番の問題にしている。

#### ◆国民皆保険制度を餌食にした悪政

政府や今般のマイナインパール作戦の参謀は、「マイナカードパンデミック」拡散に、誰も逃げられない国民皆保険制度を餌食にすることにした。

政府は紙の保険証の「廃止」に先立って、まず保険医療機関と保険薬局をターゲットにした。2023(令和 5)年 4 月から保険医療機関・薬局におけるシステム導入を義務化した。このために、規則を「改正」し、療養担当規則(これに違反した保険医療機関を保険指定の取り消しにできるようにした。このシステム導入を拒んだ医療機関は、最悪の場合、保険指定取消しもあり得る。

ただ当初は、仮にすべての保険医療機関にシステムが導入されたとしても、国民は、現行の健康保険証が使用できなくなるわけではなかった。この段階では、あくまでも医療機関側に「マイナ保険証」に対応するよう求めるものであった。

しかし、政府は、マイナ IC カードを実質国民全員に持たせる政策に方向を転換した。23 年の通常国会で、健康保険法などを改正し、現行の保険証廃止を 2024 年秋に期限を定めた。その結果、国民はこれまでの健康保険証でも問題なく使い続けることができなくなった。これが昨今のマイナ保険証トラブル発生の根源である。

#### ◆「M システム」で実質、常時、国民を位置情報(GPS)監視

マイナ保険証と顔認証情報とを使って保険証資格確認をするネットワークの仕組みは、国家による国民の顔認証データの集中監視につながる。データ監視国家の構想である。国中の路上に張り巡らされた N システム(自動車ナンバー自動読取システム)の医療分野版、いわばあらたな「M システム(medical surveillance system)」の創設と見てよい。

#### ◆本人同意のない顔パス利用は人権侵害

国民が医療機関や薬局などを訪れることで、本人のはっきりした同意なしに生涯不変の生体情報(顔面情報)の提供を強要されるのは、個人情報保護の基本原則とぶつかる。EU(欧州連合)をはじめとした民主主義国家では、センシティブ(機微)な生涯不変の生体データの利用を、人権保護の観点から厳しく制限する方向にある。アメリカでは、人種差別その他の人権侵害につながるとして、顔パスの自由な利用を禁止する方向にある。

わが国でマイナ保険証反対を叫ぶ諸団体も、あらたな M システム、顔認証ネットワークシステム/デジタルプラットフォームによる位置確認を可能にする危険なデータ収容所列島化構想が持つ人権侵害機能への訴えがいまだ弱い。

また、医療機関や薬局で収集・管理される顔認証情報がどのように扱われるのか、透明性、公開性が問われている。国中の医療機関や薬局に生体認証式監視力

メラを設置しても、悪いことをしていなければ怖がることはないでは済まされないことである。やましいことをした人は、安心して医療機関で治療を受ける権利はないといった考えは危険だ。医療機関を治安機関に変身させるのは、権威主義国家の発想で、民主主義国家の発想ではない。

◆自動徴兵・赤紙発行システムに豹変も？

逃げられない国民皆保険制度を道具にしてマイナ保険証で収集・管理した国民の健康・医療情報は、国家が自動徴兵、赤紙発行にも悪用できる。平和憲法とぶつかることをしようとする政権が独り歩きし出すことが危惧される。

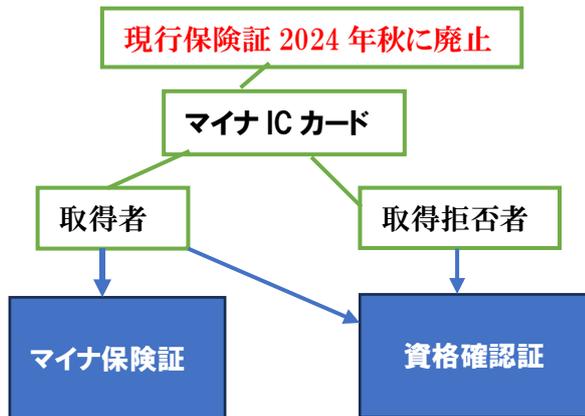
官製の IC カード・顔パスを核としたマイナ保険証ネットワークシステム(M システム)は、自動徴兵選別、赤紙自動交付システムにもなりかねない。私たち市民は、マイナ保険証の今後の危険な使われ方にも、もっと注視する必要がある。

◆国民の反乱に、プッシュ型「資格確認証」発行の愚策

現場を知らない参謀による無茶苦茶なマイナインパール作戦への国民の反乱は想定以上に強かった。そこで、岸田政権は、8 月 4 日に、マイナ保険証トラブルに対する懐柔策をアナウンスした。

その骨子は、現行の健康保険証を計画どおり 2024 年秋までに廃止し、マイナ保険証にする愚策は堅持する。その一方で、資格確認証を最長 5 年間、プッシュ型(個別申請なし)で交付する。マイナ保険証を持っていても、資格確認証も交付してもらえらるというもの。

●迷走するマイナ保険証で出した新たな愚策



言い訳しないで、紙またはプラスチックカードの現行健康保険証を存続させることで一件落着にすれば、市民の反乱は消せる。にもかかわらず、その道を歩もうとしなかった。マイナ保険証一体化策を堅持したうえで、新たな血税の浪費につながる資格確認証の発行という愚策を選択した。

裏返せば、この政権には、国民の利便性や人権ファーストの認識はない。国民の支持なき無謀な令和のマイナインパール作戦を継続する道を選んだ。

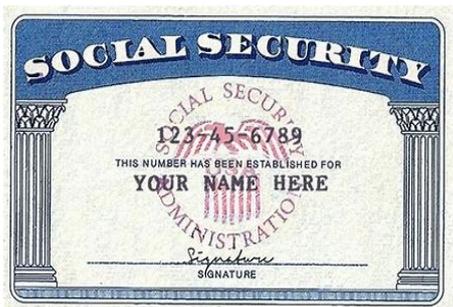
## 2 アメリカのデジタル ID/健康保険証はどうなっているのか？

- ・ マスメディアなどから取材を受けると、よく聞かれるのは、アメリカの実情はどうかである。アメリカでも、健康保険証をなくしているのか？電子納税申告では、どのようなデジタル ID を使っているのか？官製のマイナ IC カードを使っていないのか？などである。
- ・ そこで、以下にアメリカの実情についておおまかに紹介する。

### (1) アメリカの連邦でのリアル ID とデジタル ID/デジタル本人確認

- ・ アメリカには、個人番号(わが国のマイナンバーに相当)として、1935 年に導入されたアナログの社会保障番号(SSN=Social Security Number)がある。
- ・ また、SSN を申請した人には、「紙」製の社会保障番号カード(SSN card)が発行されている。つまり、紙製の SSN の通知カードは、「リアル ID」(目に見える現実空間で使う ID)。

【表8】紙製の SSN(社会保障番号)の通知カード サンプル



(Public use)

- ・ ただ、SSN カードには、番号と氏名・署名しか載っていない。
- ・ したがって、実際の本人確認(リアル ID)の現場では、例えば、運転免許証+社員証/学生証のように2種類以上の ID を提示する。
- ・ つまり、なりすましを防ぐために、アメリカでは、現実空間(対面)での本人確認には、2種類以上の ID で確認するのが常識。

### (2) アメリカの健康保険証はどうなっているのか？

- ・ アメリカ連邦の健康保険証(メディケア)は、プラスチック製カード。
- ・ また、カード紛失したときに、なりすまし犯罪被害にあわないようにするために、SSN(共通番号)ではなく、健康保険用個別番号を使用。【以前は、SSN(共通番号)を表記】。
- ・ **新カードでは、署名表記も廃止。性別表記も廃止。**

【表9】連邦の健康保険証は、プラスチック製カード、健康保険用個別番号を利用  
(旧カード) (新カード)



\*旧カード(左)では、性別/社会保障番号(SSN)を明記。新カード(右)では、性別表記および署名も廃止。社会保障番号(SSN)の表記に替え、健康保険用個別番号を使用。

### (3)アメリカ連邦のオンライン行政で使われているデジタル ID とは

- ・アメリカでは、わが国のような官製マイナ IC カードに格納して使うデジタル ID 仕様を採用していない。
- ・ユーザー(市民)が、公的/行政サービスを遠隔(リモート)で受ける際に、IC カードリーダーが必要な方式は、モバイル端末ファースト、デジタルファーストの時代に似合わないからである。

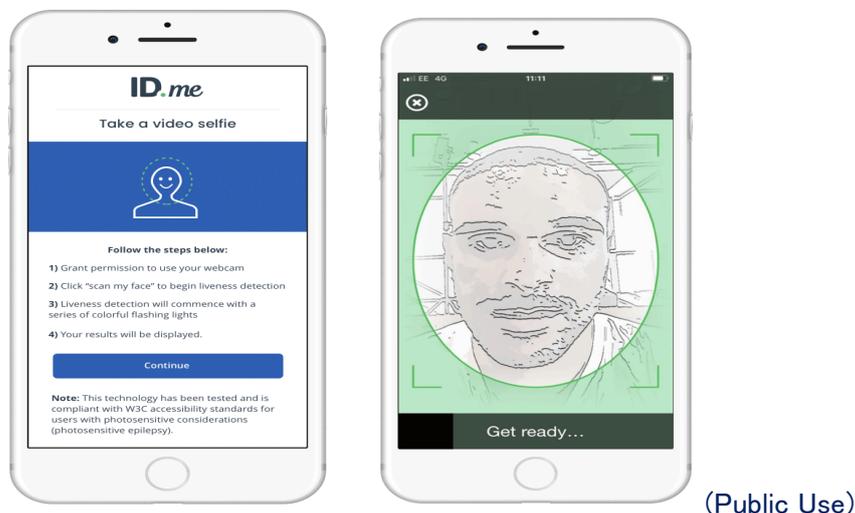
【表10】ユーザー(市民)に、IC カードリーダーの利用を求めてはいけない



- ・連邦行政におけるデジタル ID/デジタル本人確認には、「官製のデジタル ID」ではなく、民間企業の「ログイン ID+パスワード方式」を採用する。
- ・資本主義国家であり、民間活力ファーストのデジタル政策を採っているためである。
- ・「官製のデジタル ID の寡占化は、民業圧迫につながる」という考えが基礎にある。
- ・連邦課税庁(IRS)は、ID.me(アイデー・ドット・ミー)社の「ログイン ID+パスワード方式」(+顔認証データ)の方式を採用。
- ・使い方が分からないユーザー(納税者)には、チャットボット(対話アプリ)を活用。
- ・わが国の国税庁が個人所得稅の電子申告で採用する「ログイン ID+パスワード」

方式と同じ。

【表11】 ID.me 社アプリを使った自撮り撮影イメージ



- ・ ちなみに、オンライン申請者が、ID.me のデジタル ID を使って IRS のウェブサイト (HP) にログインしたとする。この場合、ユーザー (市民/納税者) は、自分の個人情報 のゆくえが心配になる。
- ・ ID.me 社のヘルプセンターおよび連邦課税庁 (IRS) は、次のような **個人データ消去方針** を明らかにしている。
- ・ ユーザー/申請者 (市民/納税者) がログインの際に提出した各種 **自撮り写真/顔認証 (顔パス) データ** は、ログインに成功してから **24 時間以内** に、また、**ビデオチャット動画データ** は、ログイン成功から **30 日以内** に、**消去される** (IRS - When will my selfie, video and biometric data be deleted? - ID.me Help Center)。

#### (4) 連邦の内国歳入庁 (IRS) は、人権侵害批判を受けて顔パス利用を停止

- ・ アメリカは、「歳入庁」方式を採り、税 + 社会保障税を、内国歳入庁 (IRS) が徴収する。新型コロナウイルス対策での給付金支給も、内国歳入庁 (IRS) が所管した。IRS が、その際のオンライン申請に、ID.me 社のデジタル ID を使った。
- ・ ところが、期限付きの給付金申請が殺到、しかも有色人種に傾斜したこともあり、**自撮りの顔認証データ (顔パス) での本人確認で、誤認識** が各所で多発した。
- ・ **自撮りの顔認証データ (顔パス) の利用するのは、人種偏見** につながるとして、**連邦議会から厳しいクレーム** がついた (GOP lawmakers move to stop IRS facial recognition technology | Accounting Today)。
- ・ このため、**現在顔認証データの利用は無期限停止中** である (IRS to End Use of Facial Recognition Software ID.me to Access Tax Accounts - Bloomberg)。

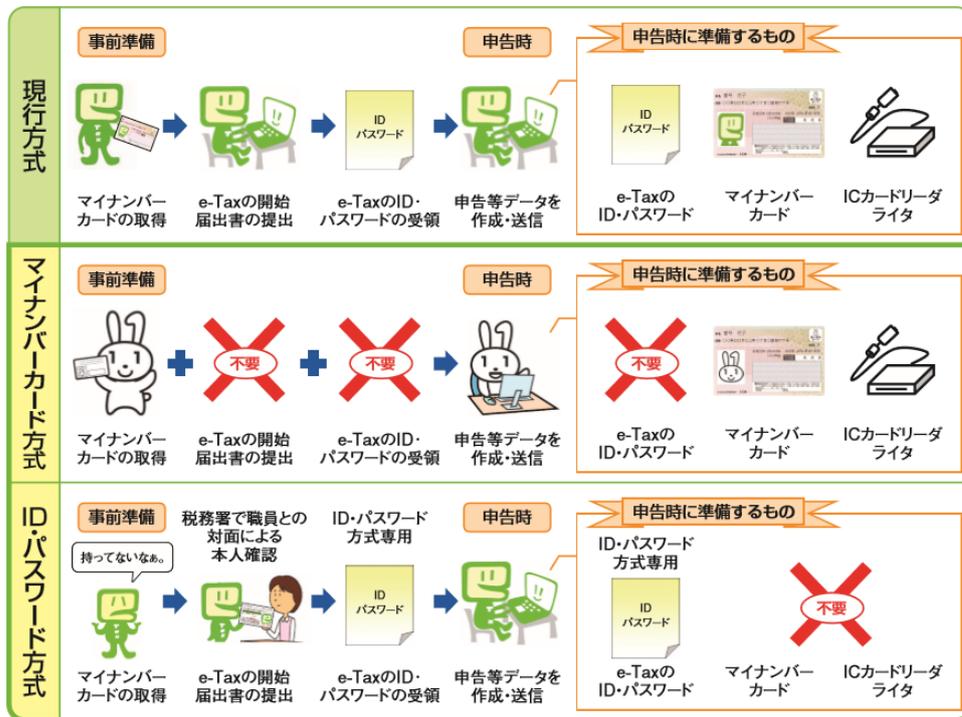
【表12】アメリカの民間の 2 大デジタル ID プロバイダーの素顔

① ID.me/アイデー・ドット・ミー 【ID.me 社】
<div data-bbox="268 376 427 483" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="443 456 616 488" data-label="Text"> <p>(Public Use)</p> </div> <div data-bbox="268 510 1342 1167" data-label="Text"> <p>ID.me の創設者、ブレイク・ホール(Blake Hall)CEO[最高経営責任者]は、米陸軍の元特殊部隊所属。特殊部隊で同僚だったマシュー・トンプソン(Matthew Thompson)と共同で、2010 年に、ID.me の前身であるトループスワップ(TroopSwap)社を設立した。この会社は、除隊者向けの電子商取引(EG)サイト。退役軍人であることを認証したユーザーに対し、提携業者が割引販売をするアフィリエイト・マーケティングを展開。その後、社名を ID.me に変更。政府・公共機関のウェブサイト(デジタルプラットフォーム/ポータルサイト)にオンラインでリモートアクセス/ログインする際のデジタル ID の開発、生体認証・動画チャット技術を活用した個人の当人認証(authentication/authentic ID)に特化したサービスを展開。民間企業のウェブサイトに幅広く利用されているグーグルやフェイスブックのワンクリック・ログインなどとは差別化。ID.me 社[モバイル ID アプリ]のユーザー数は 3,900 万人で、ARR(年間経常収益)は 6,500 万ドルを超える。アメリカでもっとも注目されているユニコーン企業【時価総額が 10 億ドル以上で、株式未公開(未上場)のベンチャー企業】の1つである。PC よりスマホに特化した技術に強い。</p> </div>
② Login.Gov/ログイン・ドット・ガブ 【レキシスネキス(LexisNexis)社】
<div data-bbox="268 1234 1342 1507" data-label="Text"> <p>アメリカ大手 IT のレキシスネキス(LexisNexis)社は、2017 年に、政府機関が立ち上げたウェブサイト(デジタルプラットフォーム/ポータルサイト)にオンラインでリモートアクセス/ログインする際のデジタル ID[モバイル ID アプリ]を開発、個人の当人認証事業を開始。連邦総務庁(GSA=General Services Administration)は、2017 年 12 月に、政府/公共機関向けデジタル ID[モバイル ID アプリ]の開発・導入で、レキシスネキス(LexisNexis)社を含む2つの IT 企業との間で、3400 万ドルの契約を交わした。</p> </div> <div data-bbox="268 1518 1342 1601" data-label="Text"> <p>レキシスネキス(LexisNexis)社が開発した Login.Gov/ログイン・ドット・ガブ[モバイル ID アプリ]の方式は、アカウント ID+パスワード式+顔パス(顔認証)</p> </div> <div data-bbox="268 1612 1342 1695" data-label="Text"> <p>政府のウェブサイト、ユーザーの氏名や電話番号、身分証明書の画像で本人のアカウントにログインするデザインである。スマホより PC に特化した技術に強い。</p> </div>

### (5)日本の所得税申告/申請でのデジタル ID の選択

- わが国の国税庁は、個人納税者(所得税)の電子申告・電子申請で、官製マイナ IC カード格納の「公開鍵/電子証明書」方式のデジタル ID の利用を原則としている。ただし、特例として「ログイン ID+パスワード」方式の選択を可能としている。

【表13】 所得税の電子申告では2つのデジタル ID の選択が可能



- ・ すなわち、納税者が望めば、特例として、ログイン ID+パスワード式のデジタル ID の利用が可能。例えば、アメリカでは、ID+パスワード方式。官製 IC カードとカードリーダーが必須の電子申告/電子申請など、納税者は絶対に「No！（ノー）」である。

【表14】 デジタル ID での日米の政治姿勢の格差

**【日本の電子政府モデル】** 国民をトータルにデータ監視するツールとして、官製のデジタルIDを、官民のウェブサイト(デジタルプラットフォーム)のアクセス/ログインにできるだけ幅広く使わせる。血税をジャブジャブ注ぎ込んで、国民全員の時代遅れのマイナ IC カードを持たせる。

**【アメリカの電子政府モデル】** 連邦や諸州の行政のウェブサイト/HP(デジタルプラットフォーム)へのアクセス/ログインには、市場競争で磨かれた最良の民間のデジタル ID を使う。スマホ全盛時代、政府はラパゴス化した官製の IC カードを発行しない。使わない。血税の無駄遣いはしない。

- ・ いまや、スマホなどモバイル端末を核として電子政府(e-Gov)をつくるのが世界の常識である。G7の諸国では、わが国を除き、モバイル端末に最適なデジタル ID を選択するということで、個人の電子申告・申請に、官製 IC カードは使っていない。

- ・ わが国のように、官製 IC カードがないと、国の行政庁や自治体のウェブ(HP)にアクセス/ログインし、電子申告や主要な行政サービスの申請ができない方向を目指すのは、完全にガラパゴス化した政策である。

#### **【コラム4】 G7 諸国では官製 IC カードは使っていない。マイナカードは要らない**

わが国のスマホ保有者の7割近くがアップル社製を使っている。アップル社製スマホには、マイナ IC カードから PKI(公開鍵/電子証明書)技術仕様のデジタル ID の読取・搭載ができる機能が備わっていないものが大半だ。

モバイル端末が大きく開花し、物理的な IC カードは不要、IC カード機能はスマホに直接搭載する時代に入っている。マイナ IC カードは、明らかに時代遅れ、ガラパゴス化している。G7 の諸国で、官製の IC カードを発行し続けているのは日本だけだ。

アップル社のティム・クック CEO が来日、2022 年 12 月 16 日に岸田首相を表敬訪問した。その際に、首相は、アップル社のスマホに、官製のマイナカードを搭載できるようにして欲しいと懇願した。しかし、CEO は即答を避けた。  
(<https://jp.reuters.com/article/kishida-apple-idJPKBN2T0059>)。

即答を避けた理由はさまざま考えられる。まず、アップル社は、自社が開発・販売するデジタル ID であるアップルウォレットがあり、アメリカの一部の州が採用している。当然、日本でも自社のデジタル ID を使って欲しい。とすれば、官製のマイナ IC カードに格納された PKI (電子証明書)技術仕様のデジタル ID を、自社製のスマホに搭載する依頼を受け入れる必要はない。

アメリカでは、連邦の省庁や州政府が、デジタルプラットフォーム(ウェブ)を使ってオンラインでさまざまな行政サービスを提供している。この場合、個人がウェブ/HP にログインする際に使うデジタル ID については、連邦や州の行政当局はどこの民間 IT 企業が開発・販売するデジタル ID を使おうと自由である。市場主義が徹底されているからだ。

ところが、わが国では、総務省が官製のマイナカードに入った PKI (公開鍵/電子証明書)技術仕様のデジタル ID の利用を強制する。この官製のデジタル ID の利用をさらに広げようと画策している。

2020 年 9 月に、東京都渋谷区は、住民票のオンライン申請システム (<https://app.box.com/s/z9uc3ezb7d2htz2vvm7e3yio04buog0f>) に、民間 IT 企業(Bot Express 社)が開発した個人用デジタル ID を採用することを決めた。この民間デジタル DI は、SNS のライン(LINE)、「ログイン ID+パスワード+顔認証」の技術仕様を使うものである。官製のマイナカード(PKI (公開鍵/電子証明書)技術仕様)は使わない。ところが、同区がその申請システムの利用を開始しようとしたところ、その寸前に、総務省が強引に待ったをかけた

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000681028.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000681028.pdf))。しまいには、法令改正をし、渋谷区が民間スタートアップ企業とタッグを組んで始めた創意に富んだオンライン申請システムを潰してしまった。企業側は司法に訴えた(<https://app.box.com/s/hbcw665urwsaas3w6wr582j08e56ema7>)。しかし、行政追従の消極司法は、企業側の訴えを認めず、現状追認の判断で国側に軍配を上げた(東京地判令和 4 年 12 月 8 日判決・東京地判令和 2 年(行ウ)第 344 号)。

**国・総務省のやり方は、権威主義国家の発想そのものである。**市場主義、民主主義の価値観にそぐわないやり方である。もちろん「名ばかり地方自治で当り前」の姿勢でバッコする国の役人に、交付税で首根っこをつかまれ、国の言いなりの数多くのひ弱な自治体の側にも問題はある。

わが国では、時代遅れのマイナカードに搭載された官製のデジタル ID がバッコする。玉突きで、民間の創意で開発・販売される使い勝手のよいデジタル ID は市場から締め出される。デジタル ID は市場競争で磨かれる機会も失っている。こうした悪戯な日本の政府の姿勢には同調できない。こんなところにも、アップル社の CEO が明確な回答を避けたヒントがあるのではないか。

そもそも、アップル社のスマホに、官製のマイナカードを搭載できるようにして欲しいと懇願する方がおかしい。本末転倒である。G7 の他の諸国のように、マイナ IC カードの発行を止めて、はじめからスマホ搭載を原則とすれば、それで済むはずである。そして、スマホをもっていない人に、紙の通知カードを発行することで解決するはずである。もう、時代遅れのゾンビ化した背番号 IC カードの特需で潤う業界益を優先させて、巨額な血税を無駄遣いするはいい加減にしないとイケない。新たな IC カード【IC チップカード】の発行などとんでもない。

### 3 税務のデジタル化と憲法25条の生存権

- ・ 住民票の写しが欲しいとする。以前は市町村役場に出かけて行って対面(リアル)で申請する、あるいは郵送で申請するしかなかった。しかし、デジタルシフト(デジタル化)が急激に進み、今日では、インターネットを使いパソコン(PC)ないしスマホなどから市町村のウェブサイト/HP にログイン/アクセスし、オンライン申請ができる。
- ・ ところが、オンライン申請には、官製のマイナカードに搭載されたデジタル ID (PKI/公開鍵/電子証明書)しか使えない。
- ・ 一方、電気やガス、自治体の上下水道代その他の公共料金の支払/銀行口座引落領収書、クレジットカードの利用額明細書なども、以前は紙/文書で通知を受けていた。しかし、今日では、デジタル/ネットでの通知・閲覧が当り前になってきてい

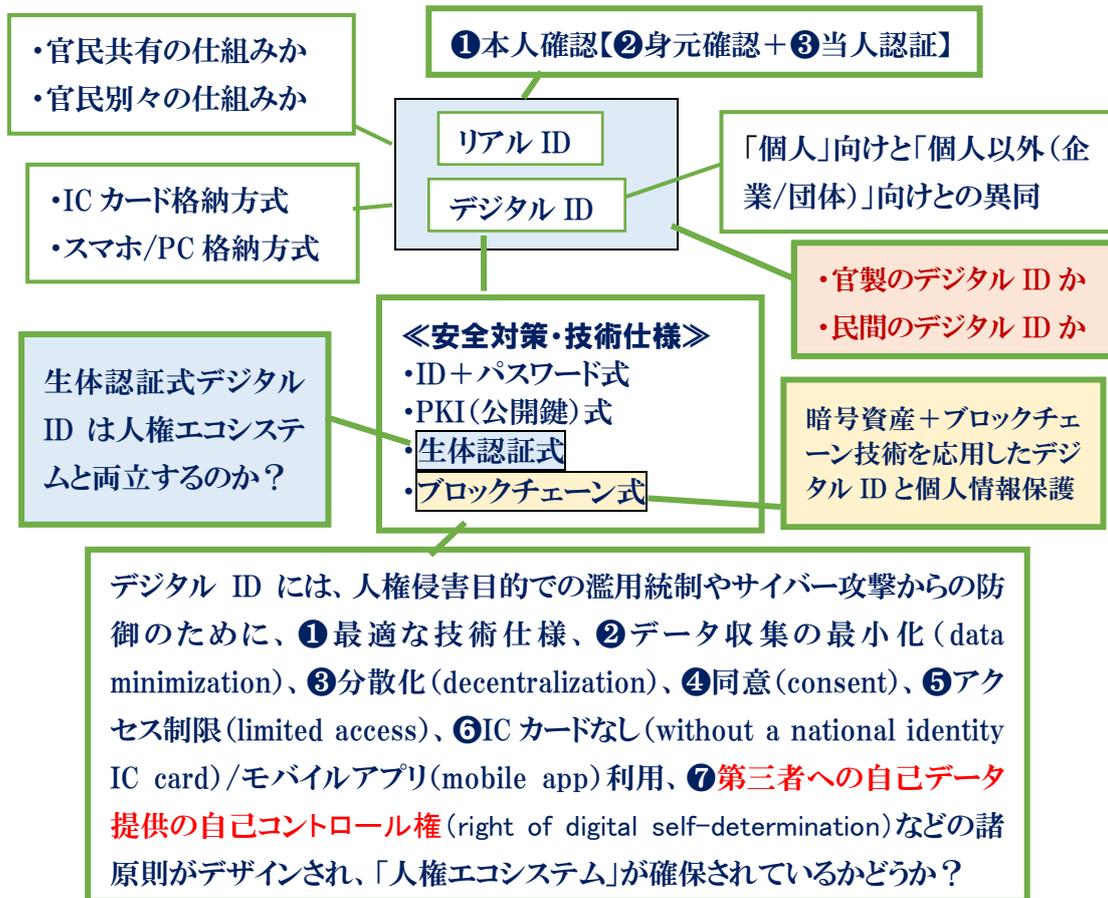
る。こちらでは、電力会社や市の水道局のウェブサイト/HP にアクセス/ログインする際に、民間のデジタル ID が使える。

- ・ それでは、国税では所得税の電子申告ではどうだろうか？①ログイン ID+パスワード方式でも、②官製マイナンバーカード(公開鍵)方式でもできる。
- ・ ということは、①、②、どちらのデジタル ID を使っても、データセキュリティ(安全)上は、差ほど違いがないということだ。
- ・ にもかかわらず、主要な行政サービスのオンライン/デジタル申請では、②官製マイナンバーカードでしかできない。官製マイナカードを持たない市民は、申請すらできない。もちろんサービスには到達できない。これは「差別」である。憲法 14 条に盛り込まれた「法の下での平等」とぶつかるのではないかな？
- ・ また、デジタルデバインド(情報技術格差)、つまりスマホもパソコン(PC)持たない人が、行政サービスで差別されるのも問題である。加えて、官製のマイナ IC カード(マイナ健康保険証)を持たない人、紛失した人は、公的保険医療を受けられない、あるいは全額負担というのも人権侵害/生存権侵害である。
- ・ 総務省のキャッチは、「誰一人取り残さない」デジタル化の推進である。
- ・ 一方、憲法 25 条は「すべての国民は最低で文化的な生活を営む権利と有する」と定める。「すべて」ということは、憲法は、デジタル化について行けない零細事業者や税理士などの生存権を保障しなければならないと解することもできる。
- ・ 政府が、税務のデジタル化をあまりにも性急に進め、デジタルに弱い零細事業者や生活者などを取り残すのは生存権侵害につながる。
- ・ 役人や政治家は、常に、憲法 14 条に加え、憲法 25 条を唱和し、実践しないといけない。総務省のキャッチは、あくまで「すべての国民・納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる。」と解することができる。

#### 4 デジタル ID を取り巻く諸課題とは

- ・ わが国では、国の役人が主導して、国民をリアル(対面/目視)とデジタル(非対面)双方で国民を監視できる包括的(オムニバス)なツールである官製マイナ IC カードの取得を強要している。
- ・ しかし、「リアル ID」や「デジタル ID」の意味などそっちのけ、まともな説明をしない。結果、国民のなかではまともな議論ができていない。
- ・ マスメディアもまともな議論ができていないことでは同じである。
- ・ デジタル ID を取り巻く課題はさまざまである。おおまかにまとめてチャートにしてみると、次のとおりである。

【表15】 デジタル ID を取り巻く諸課題



- ・ ⑦ 第三者への自己データ提供の自己コントロール権 (right of digital self-determination) について、具体的に点検して見たい。
- ・ 例えば、酒を買うのには必要な本人確認情報は、顔写真と生年月日だけでよい。この場合、リアル ID の本人確認において、官製のマイナンバー IC カードを使うと、カード面に記載されたあらゆる情報が露呈する。
- ・ やはり、本人確認情報はスマホに格納し、本人が操作し、必要な情報のみを相手方に見せられるようにしないとイケない。
- ・ つまり、ユーザー(市民/納税者)は、取引相手方に提供するデータを自己コントロールできる権利 (right of digital self-determination) を保障されないとイケない。
- ・ 保証レベル、必要な範囲とは無関係に、または、ユーザーの意思とは無関係に、本人確認に、官製のマイナ IC カードの利用/提示を求めるのは権利侵害につながりかねない。にもかかわらず、闇雲に、政府が、官製のマイナ IC カードやアプリを使ったデジタル ID の「法令等で本人確認について定めのあるサービス」の拡大や、「法令等で本人確認について定めのないサービス」分野への自由な利用は、監視国家化や民業圧迫が危惧されることから、認めてはならない。

- ・ デジタル庁やマイナ IC カードの発行元 J-LIS/ジェーリス(地方公共団体情報システム機構)にいたっては、官製のマイナ IC カード/デジタル ID の民間での使い途を公募したりしている。つまり、「法令等で本人確認について定めのないサービス」分野への自由な利用に乗り気である。この人権感覚ゼロの乗りは、この国をますます権威主義国家の道に導きかねず、極めて危険である。
- ・ 改めてマイナンバー、マイナンバー IC カード、官製のデジタル ID の危険な使われ方に「No:ノー」を突きつけないといけない。

#### 【コラム5】 サイバー攻撃で背番号管理国民情報の 3 分の 2 が消えたエストニア

2017 年にエストニアの国民総背番号(マイナ)システムがロシアからサイバー攻撃を受け、IC チップ管理機能が不全になった。人口約 133 万人弱の都市国家エストニアで、約 75 万の 官製 IC カードが利用不能となり、正常化に当局は多大な時間を費やした。

わが国の役所寄りのマスメディアや役所忖度組の識者などが持ち上げる IC カードを使ったエストニアの国民総背番号システムは、以外と脆弱だった。

これを機に、エストニア政府も、デジタル ID(KPI/公開鍵)を格納した IC カードを使った既存の中央集約管理システムを、分割管理型のデジタル ID の仕組みに移行した。加えて、ヨーロッパのある国に国民データのバックアップ保存を依頼した。さらにブロックチェーン技術の実用化も検討し始めた。ここでも、モバイル化の激流のなか、IC カードにデジタル ID を入れるモデルには逆風で、スマホにモバイル(移動)式のデジタル ID アプリを格納する方向に大きく舵を切っている。

ロシアと戦争中のウクライナは、国民情報のバックアップをアメリカの民間企業アマゾン社にクラウド保存を依頼している。

「日本は主権国家だ。自国民情報のバックアップを他国の民間企業に依頼するなんてとんでもない！」こんな声がバツコする平和ボケした日本は、マイナンバー(国民背番号)であらゆる国民情報の分散集約管理し、専制主義国家づくりに熱心である。背番号(マイナンバー)で整然と管理された国民情報へのサイバー攻撃への危機管理意識の欠如、データセキュリティへの鈍感さが目立つ。「事故は必ず起きる。」の思考が欠けた日本。原発、国民総背番号制でも、役人や政治家に、国民を護るための考え方の基本がまったくできていない。

わが国でも、各所へのサイバー攻撃のニュースが続く。会計ソフト会社のエムケイシステムは、社労士向けのクラウドサービス「社労夢」を運営する。同社の「社労夢」サービスでは、給与計算や社会保険の手続を支援する。同社は、今年(23年)6月に、ランサムウェア(身代金要求型ウイルス)によるサイバー攻撃を受けた。同社の HP(ウェブ)やクラウドサービスが利用は、8 月に入っても、接続・利用しづらい状況が続いている。エムケイシステムは、社労士向けでは最大手。2,700 以上の事務所が、同社のサービスを利用する。同社と契約する社労士は、自らの

クライアントへの対応でも悲鳴を上げている。会計ソフト会社のクラウドサービスを利用する税理士や事業者にとっても、他山の石となるケースである。

### ◆むすびにかえて～なぜデジタル化に逆行する官製の IC カードなのか？

- ・ モバイル端末(スマホ)全盛の時代である。官製の IC カード発行自体がガラパゴス化して愚策である。他の先進諸国では、デジタル化に逆行する官製の物理的な IC カードは発行していない。スマホに直接搭載する。それで、血税の無駄遣いを避けている。ところが、わが国では、それができない。血税の垂流しを続け、デジタル化時代に逆行する官製の IC カードを発行し続けている。なぜなのだろうか？
- ・ 「官が発行したリアルな通行手形で関所を設けて監視する仕組み」が「日本モデル」と曲解し、政治家やマスメディアなども含め、この国全体が集団的ノイローゼにかかっているのではないか？ 言いかえると、「リアルでも、デジタルでも、官が国民の ID を支配するのが正しい」とするマインドコントロールが解けてないからではないか？ もう少し柔軟に言うと、官も民も、「国民をやめたり、死んだりしたら、官製の ID を国に返してもらおうのが正論」という考え方を共有しているのではないか？
- ・ とりわけ官の側に、「スマホに官製のデジタル ID を搭載させたら、返納させるのは一苦労」という認識があるのかもしれない？
- ・ 加えて、「信頼できない政府が発行した官製の国民背番号データ(マイナ IC カードデータ)を自分のスマホに搭載するなどとんでもない！」で、歓迎する市民はあまりいないからではないか？

マイナンバーIC カードに搭載された官製のデジタル ID (公開鍵/電子証明書) の利用拡大は、権威主義国家の考え方で、民主主義、自由・人権にとり危険である。仮に官製のデジタル ID (公開鍵/電子証明書) が要としても、IC カードではなく、スマホに直接搭載する時代である。官製の物理的なマイナ IC カードは、時代遅れの遺物である。最適な民間のデジタル ID を使えば、血税浪費防止につながる。

民間のデジタル ID よりも、官製のデジタル ID で整然と管理された社会が大好きだ。NHK の方が、民放よりはかなり公正な報道をしていると思うのと同じ？ 民間のウェブサイト(HP)へのログインにも広く、官製のデジタル ID を使うべきだ。

アメリカのような官民すべてのセクターのウェブサイト(HP)へのログインに民間デジタル ID を使うのは、行き過ぎた市場主義、新自由主義の考え方だ。行政のウェブサイト(HP)へのログインには、公的基盤としての官製のデジタル ID を使ってしっかりと管理すべきだ。